

暫定議題
戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）会合
2015年7月28－30日
オーストラリア、キャンベラ

1. 開会

- 1.1. 歓迎の辞
- 1.2. 議長の確認
- 1.3. 参加者の紹介
- 1.4. 議題の採択

2. CCSBT 科学調査計画（SRP）に対する資金拠出にかかる取決め

拡大科学委員会（ESC）は、2014年の会合において、同委員会の科学調査計画（SRP）に関する3年間の表示予算を策定した。さらに、オーストラリアは、CCSBTからの資金拠出が大幅に増加されなければ同国の科学航空調査の実施を継続することができないと述べた。科学航空調査費用を全額負担した場合の3年間のSRP案では、2015年、2016年及び2017年の各年のCCSBTの予算に、それぞれ約103万豪ドル、148万豪ドル及び138万豪ドルが上乘せされる。2015年に関しては、CCSBTは航空調査以外のSRP案に対する資金拠出に合意した（ただし航空調査に対する10万ドルの負担は除く）。このため、2015年の科学航空調査は実施されない見込みである。2016年以降のSRPに対する資金拠出については何らの決定もなされていない。

航空調査に対する資金拠出に関する休会期間中の議論（CCSBT 回章#2014/052, #2015/007 及び#2015/011）では資金拠出にかかるコンセンサスには達しなかったが、航空調査を含むSRPに対する資金拠出にかかる取決めは複雑な問題であることから、SFMWGの議題項目に掲げるべきとされた。拡大委員会が2016年に航空調査を実施するよう望むならば、航空調査の入札及び実施に十分な時間が確保できるよう、SFMWG会合において、または同会合の直後に資金拠出に関する決定がなされる必要がある。

2015年3月に行われたESC非公式ウェブ会合の参加者は、2016年に航空調査指数（ASI）が得られるならば、2018－2020年のTACを勧告するためにCCSBT管理方式（MP）を走らせることができることに合意した。しかしながら、2015年のASIの欠如は、2018－2020年に関するMPの結果について、また場合によっては2016－2017年のTACについても、例外的状況を発動させる可能性がある。さらにウェブ会合は、2015年及び2016年の両方のASIが得られなかった場合、（a）2018－2020年のTAC設定にMPが使用できないこと、（b）2018－2020年のTAC設定のための代替MPを評価するために適切な管理戦略評価を行うには十分な時間がないことに合意した。MP技術部会は、こうしたあらゆる問題に関するさらなる助言を策定し、SFMWGに提供する予定である。

3. 改定CCSBT戦略計画の策定

CCSBT21は、本会合において改定戦略計画の策定を進めることに合意した。メンバーは、改定戦略計画の策定に向けて情報を提供するため、現行戦略計画のセクション1（「序文」）及びセクション2（「目的、ビジョン及びゴール」）に関するコメントをニュージーランドに提供するよう要請されている。ニュージーランドは、議論のたたき台として、SFMWG会合の前に改定CCSBT戦略計画におけるこれらのセクションの一次案を提供する予定である。

3.1. 戦略計画序文

この議題項目において、改定戦略計画案の序文にかかるレビューを行う。序文は事実関係にかかるセクションであることから、実質的な議論は最小限とすべきである。

3.2. Objective, Vision, Goals and Priorities 目的、ビジョン、ゴールを呼び優先度

この小議題項目では、改定戦略計画案における目的、ビジョン、ゴール及び優先度¹にかかる議論及びレビューを行う機会を設ける。

3.3. Strategies to meet Goals in the Strategic Plan 戦略計画におけるゴールを達成するための戦略

ゴールを達成するための戦略¹はこの議題項目において詳細に議論される予定である。本会合においてすべての戦略を十分に議論する十分な時間があるかどうかについては現時点では明らかではない。

3.4. Process and timeline for further development of the Strategic Plan さらなる戦略計画策定のためのプロセス及びスケジュール

この小議題項目では、戦略計画の最終化に向けたプロセス及び暫定的なスケジュールについての議論及び勧告を行う。これには、行動計画²の作成及び／又は完成に伴って上記の小議題項目に関して必要となるさらなる議論が含まれる。

4. 漁業管理計画にかかる検討

2014年のCCSBTパフォーマンス・レビューは、CCSBTが、既に必要な要素が揃っている操業管理計画の採択について検討することを望む可能性があるとして指摘した。また、2008年のCCSBTパフォーマンス・レビューは、CCSBTは管理計画の策定よりも管理方式及び第一次戦略計画に関する作業を優先するよう勧告した。

ニュージーランドは、SFMWGによる検討に供するため、漁業管理計画として考えられる内容に関する文書を提出する予定である。SFMWGがCCSBT漁業管理計画の目的及び内容に関する共通認識を醸成すること、及びこの議論をどのように進めていくべきかに関する勧告を行うことが期待されている。

5. 生態学的関連種に関する改正最低履行要件に関する検討

ニュージーランドは、CCSBT21において合意されたとおり、戦略・漁業管理作業部会による議論に供するため、改正ERS最低履行要件案を作成する予定である。

6. その他の事項

7. 閉会

7.1. 報告書の採択

7.2. 閉会

¹ 戦略計画の文脈上、ゴールとは「望ましい将来の状態」を指し、戦略とは特定の望ましい将来の状態を達成するためのアプローチを指す。

² 「行動計画」は戦略計画の第3セクションであり、計画において特定された各戦略がいつ実施されるべきかに関するスケジュールを具体化している。